

令和3年10月21日

2021 自治労現業・公企統一闘争に関する要求に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	1
項目	<p>労使関係については「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとした関係諸法令を遵守すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。</p> <p>大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	2
項目	<p>管理作業員職場において、自治体直営を基本とし、業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。<u>また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</u></p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>管理作業員の勤務労働条件につきましては、平成19年5月16日付け教委校(全)第19号「管理作業員の標準的な職務内容について」において通知しています。</p> <p>要員配置につきましては、厳しい財政状況や他都市の状況と比較・検討した結果、さらなる見直しを求められていることから、学校園については1名を基本とした単数配置への見直しに順次着手しております。1名配置とした時の職務内容につきましては、令和3年3月15日付け事務連絡「管理作業員の単数配置に伴う学校環境整備業務について」において、管理作業員を配置している全学校園へ通知しています。</p> <p>教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して快適に過ごせる教育環境整備について直営を基本とした姿勢をふまえて、行政責任を明確にするとともに、今後とも単数配置校等の実情を把握し、管理作業員が職務を効率的・効果的に行うことができるよう業務執行体制を構築してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(管理G)

番号	3
項目	「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、安心して安全な職場環境の充実・改善をはかり、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、職場における事故や災害を未然に防止し、管理作業員の安全と健康を確保するため「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会」(以下「労働安全衛生委員会」という。)を設置し定期的を開催することで、安全衛生体制の機能強化を図っております。</p> <p>しかしながら毎年依然として災害が発生しており、災害の中には業務主任制度要綱に具体的役割として公務災害防止対策を推進する事が明記されている主任が当事者となり被災する事案も発生しております。また、これまでの事故原因を確認したところ、危険を伴う作業との認識がなかった、安全確認を怠った等がみうけられているところです。</p> <p>公務災害を防止し労働安全体制の機能強化を図るためには職員研修・主任研修での知識の習得が重要と考えており、職員研修・主任研修を通じて、安全に関する知識を高め、公務災害・通勤災害防止に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>労働安全衛生の観点から複数の職員での実施が望ましい作業については、環境整備支援業務や合同作業等が円滑にかつ計画的に実施されるよう、各級主任へ指示してまいりたいと存じます。</p> <p>管理監督者である校園長には学校園に勤務する教職員の健康と安全を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという責務と役割があることから、公務災害の防止に向けて学校園での安全確保に努めるよう校園長に対し働きかけをおこなってまいりたいと存じます。</p> <p>また、公務災害の防止に向け、平成21年12月に「安全作業の手引」を発行し、その後、必要に応じて、随時改正を行っているところですが、「安全作業の手引き」については、安全に業務を進めるうえで重要なものであることから、今後も管理作業員の作業状況を踏まえ、随時、改訂作業を行うよう取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>今後とも、労働安全衛生法等に基づき、「労働安全衛生委員会」で調査・審議を行い、安全衛生管理体制の充実強化、公務災害防止、安全と健康の維持・確保に向けた取組みを進めてまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G) 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(管理G)

番号	4
項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた特例制度の運用については、十分検証をおこない、業務実態に応じて迅速におこなうこと。（新規項目）
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に起因する事由により勤務することが困難な場合の勤怠の取扱いについては、特別休暇を付与することとし、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特別休暇の付与」により、各校園長あてに通知を行いました。</p> <p>また、感染症拡大防止を目的とした柔軟な勤務体制の確保の観点から、テレワーク（在宅勤務）制度を実施することとし、令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたテレワーク制度」により、各校園長あてに通知を行いました。</p> <p>さらに、緊急事態宣言の発出に伴い、公共交通機関への集中を避け、教職員間や子どもへの感染の拡大を防止するため、当面の間、マイカー等通勤を緩和することとし、令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤の緩和」を実施し、各校園長あてに通知を行いました。</p> <p>この他、教職員がワクチンを接種する際には、職務専念義務を免除することとし、令和3年6月に、「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を受ける場合等における職務に専念する義務の免除の特例について」により、各校園長あてに通知を行いました。</p> <p>これらの制度の運用について、取扱いが変更となった場合は、速やかにその旨を各校園長あてに通知し、制度の周知を図っております。</p> <p>今後とも引き続き、勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視し、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度 G）

番号	5
項目	<p>作業服等の被服については、消耗の激しい職種への安全確保と、衛生面の考慮や、サイズ変更の必要性などを鑑み、備蓄制度を充実させるとともに、必要に応じて貸与年数の改善を図ること。また、保護具等についても、耐久年数の把握と破損等のチェックをし、計画的または必要に応じて貸与すること。(新規項目)</p>
<p>(回答)</p> <p>作業服等の被服については、管理作業員の作業における安全確保等の観点から必要であることについて認識しており、これまでも貸与を行ってまいりました。今年度では夏用作業服に関して通気性のすぐれた生地へ変更を行うなど、順次改善を進めているところです。</p> <p>被服については衛生面や当該職員のサイズ変更等にも鑑み、貸与年数を設け貸与しているところですが、被服の貸与については他所属の被服の貸与期間との均衡を図る必要もあることから他所属の貸与期間の変更に注視し、必要に応じて貸与年数の改善等を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>保護具等につきましては、各校にて耐久年数と破損等の必要状況を精査の上、消耗品として購入いただいているところですが、労働安全の観点から各校の使用状況等の把握を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>労働安全衛生委員会での議論や予算等を踏まえ、全管理作業員の安全作業に必要性がある場合は、教育委員会より一括で配布なども検討してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）

番号	9
項目	災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしまして、平成 30 年 1 月 9 日付教委校（全）第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しており、各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしております。</p> <p>各学校園においては、災害発生時について管理作業員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	10
項目	<p>学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本要求の趣旨につきましては、きわめて重要なことであると認識しているところです。</p> <p>学校園には、様々な職種の方々が勤務されており、子どもたち、学校教育の充実のために、それぞれの役割を果たされているところであります。</p> <p>私どもとして、研修の実施やあらゆる機会を通じて、今後も指導・啓発に努めるとともに、学校教育の更なる充実をはかるため、管理作業員等、皆様方の担っている役割、職務等について、特に、学校管理職に対して、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。</p> <p>制度の廃止・改善にあたり、賃金・勤務労働条件等、交渉に関する事項につきましては、市全体の動向を見ながら、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度 G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理 G）</p>